

延岡市介護福祉士等就労支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中長期的に福祉、介護分野等で就労しようとする意思がある優れた介護人材の市内への定着を促進し、もって質の高い介護サービスの市民への提供を図るため、社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業(以下「介護福祉士修学資金等貸付事業」という。)による修学資金の貸付けの決定及び交付を受け、かつ介護サービス事業所で就労する者に対し、予算の定めるところにより補助金を交付することに関し、延岡市補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所 次のアからキまでに掲げる事業を営む市内に存する事業所をいう。
 - ア 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)を行う事業
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
 - ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
 - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス(介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業
 - オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
 - カ 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業
 - キ 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業
- (2) 介護サービス事業者 介護サービス事業所を経営する者をいう。
- (3) 社会福祉士・介護福祉士養成施設 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第2号若しくは第3号又は同法第40条第2項第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設をいう。
- (4) 返還免除対象業務 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日付社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知)の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は別添1に定める指定施設の長の業務をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、介護福祉士修学資金等貸付事業による修学資金の貸付けの決定及び交付を受けて、社会福祉士・介護福祉士養成施設を卒業した者のうち、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 介護福祉士修学資金等貸付事業により貸付けを受けた修学資金の返還猶予の決定を受けた者であること。
- (2) 介護サービス事業所において就労していること（当該介護サービス事業所において返還免除対象業務に従事していることをいい、災害、育児休業その他市長がやむを得ないと認める事由により休業している場合を含む。）。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する国民健康保険の保険料（以下「市町村民税等」という。）を滞納していない者（当該滞納につき、災害その他やむを得ない事由がある場合を除く。）。

(補助対象期間)

第4条 補助対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、介護サービス事業所において返還免除対象業務への従事を開始した日の属する月から起算して、連続する60月を限度とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1月当たり1万円とする。

- 2 前項の補助金は、第3条第2号に規定する要件を満たす期間が月のうち1日でもある場合に交付するものとする。
- 3 補助金の額の総額は、各年度の予算の額を限度とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、延岡市介護福祉士等就労支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする月の翌月末日（その日が延岡市の休日を定める条例（平成3年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日前の最も近い市の休日でない日）までに市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付を受けようとする月が3月の場合にあっては、同月末日（同日が市の休日に当たるときは、同日前で直近の市の休日でない日）までに提出しなければならない。また、年度の途中において修学資金の返還猶予の決定を受ける等これにより難い事由があると市長が認める場合は、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 介護福祉士・社会福祉士修学資金返還猶予等決定通知書の写し

- (2) 市町村民税等を滞納していないことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める日（その日が市の休日に当たるときは、その日前の最も近い市の休日でない日）までに、補助金等請求書（規則様式第7号）に返還免除対象業務従事期間証明書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、その日までに提出できないことにつき、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 4月から7月までの月分 8月15日
- (2) 8月から11月までの月分 12月15日
- (3) 12月から翌年3月までの月分 翌年4月10日

(手続の特例)

第8条 補助金の交付については、次に掲げる手続を省略するものとする。

- (1) 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき事業計画書及び収支予算書の提出
- (2) 規則第12条第1項に規定する補助事業実績報告書及び収支計算書の提出
- (3) 規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和3年度以降に第3条各号に規定する補助対象者の要件を満たした者について適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第3条に規定する補助対象者の要件を満たした者に対するこの要綱の規定は、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。